

令和5年度クラウドファンディング型 子どもの居場所づくりプロジェクト事業費補助金 企画提案募集要領

この要領は、クラウドファンディング型子どもの居場所づくりプロジェクト事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）で定めるクラウドファンディング型子どもの居場所づくりプロジェクト事業費の補助金交付申請をする予定団体等を選定するために実施する企画提案募集について、必要な事項を定める。

1 事業の目的

この事業は、子どもの居場所づくりの活動拡大等に必要な資金調達に取り組む団体等を支援するため、クラウドファンディング型のふるさと納税等を活用して寄附金を募集し、予算の範囲内において、補助金を交付するものである。

2 事業の内容等

(1) 補助事業名

クラウドファンディング型子どもの居場所づくりプロジェクト事業

(2) 補助事業の内容

子どもの居場所づくりに係る新たな取組であって、特に公益性が高いものと認められる事業をプロジェクトとして採択する。

なお、本事業における子どもの居場所とは、無料又は低額な料金で地域の子どもを対象に行う活動で、次の①から④までのいずれかに該当するものをいう（ただし、自治体の委託により実施する生活困窮世帯の子どもの学習支援、ひとり親家庭等生活向上事業、放課後子供教室を除く。）。

①子ども食堂：食事の提供

②学習支援：学習習慣の定着、基礎的な学力向上等のための自主学習の支援

③遊び場の提供：自由に遊び、くつろぐことができる場の提供

④その他、子ども同士または地域住民との交流等を行う場の提供

(3) 寄附の募集

県は、補助金の財源として寄附金を募集する。個人からの寄附についてはクラウドファンディング型のふるさと納税制度を活用するため、県は、採択したプロジェクト（以下「指定プロジェクト」という。）を、ふるさと納税ポータルサイトに掲載する。企業から寄附申出があった場合は、通常の寄附受入手続により対応する。

寄附の目標金額は1,000,000円以上とし、寄附金額が目標金額まで到達するための情報発信等は、プロジェクト実施団体等が主体的に行うものとする。

寄附の募集期間は3か月間を標準とし、プロジェクト実施団体等、県及びふるさと納税ポータルサイト運営事業者において協議の上、決定する。

募集期間中に目標額に達した場合は、原則としてその時点で募集を終了する。

募集期間が終了した時点で目標額に達しないときの対応は、プロジェクト実施団体等及び県において募集期間前に協議し、①目標額と寄附額との差額に自己資金等を充当し、当初の計画どおり実施、②当初の計画から縮小して実施、③プロジェクトの中止のいずれかの方針をあらかじめ選択する。なお、プロジェクトを中止する場合は、募集した寄附金は県が行う子どもの居場所づくりの支援に充て

ることとする。

(4) 補助事業の着手及び完了

補助事業の着手は、原則として県からの交付決定通知を受けて行うものとする。
なお、交付決定前に着手する必要がある場合は、審査結果通知後、事前着手届を提出すること。

また、補助事業は年度内に完了することとする。

おって、プロジェクト実施後、プロジェクト実施団体等は県に対し実績を報告するものとし、県はその内容をホームページ等で公開する。

(5) データの使用

寄附の募集又は補助事業の実施に当たりプロジェクト実施団体等が県に提供する写真等のデータについて、県は事業の広報等の目的でこれを使用することがある。

(6) 補助対象経費

補助対象経費は、消耗品費、食料費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、保険料、委託料、会場借上料及び備品購入費その他事業の実施に必要と知事が認める経費とする。人件費及び旅費は対象外とする。

(7) 補助率

(6)に掲げる経費の10分の10以内

(8) 補助額

寄附額の範囲内で知事が定める額

3 対象となる団体等

静岡県内に居住する個人若しくは静岡県内に主たる事務所又は活動拠点を有する団体（法人又は任意団体）。ただし、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している場合は対象外とする。

4 応募手続

(1) 応募書類の交付

応募に関する書類については、次のとおり交付する。

交付期間	令和5年4月11日（火）～令和5年5月8日（月） （午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く。））
交付場所	静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課ひとり親支援班 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館3階
交付資料	①企画提案募集要領 ②企画提案募集要項・Q&A
交付方法	静岡県ホームページからダウンロード又は上記交付場所にて入手すること。 URL: https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusat-sukenkou/1022313.html

(2) 応募書類の提出

企画提案に参加する者は、次により応募書類を提出するものとする。

提出期限	令和5年5月12日（金）午後5時まで（当日消印有効）
提出方法	メール、郵送又は持参とする。
提出先	静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課ひとり親支援班 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館3階
提出書類	①企画提案応募申込書（様式1） ②企画提案書（様式2） ③寄附募集計画書（様式3） ④収支予算書（様式4） ⑤企画提案応募に係る誓約書（様式5） ⑥その他企画提案を説明するのに必要な書類（日本産業規格A4） ⑦団体等概要（様式6） ⑧過去3期分の決算書及び事業報告書（団体の場合に限る。） ⑨定款又は規約の写し（団体の場合に限る。） ⑩理事、役員又は構成員の名簿（団体の場合に限る。）
提出部数	1部
提案件数	企画提案は、1団体につき1件までとする。
留意事項	①手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。 ②企画提案に係る一切の経費については、応募者の負担とする。 ③企画提案書を提出した後、辞退する場合は、速やかに「辞退届」（様式任意）を提出すること。 ④提出された企画提案書について、県から内容についての質問をすることがある。 ⑤企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。 ⑥提出された企画提案書は返却しない。「辞退届」の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。 ⑦次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。 ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案 イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案 ウ その他企画提案に関する条件に違反した提案

5 選定方法

(1) 審査委員会による選定

提出された企画提案書は、クラウドファンディング型子どもの居場所づくりプロジェクト事業費補助金審査委員会において、5(2)に掲げる審査基準に基づき審査し、指定するプロジェクトを採択する。審査は、提出された企画提案書により第1次審査（書類審査）を実施し、6件程度の第2次審査対象者を選定する。第2次審査（プレゼンテーション）により、3件程度のプロジェクトを採択する。

(2) 審査基準

次の事項を審査基準とする。

- ア 子どもの居場所づくりに係る取組として、新規性があり、かつ、特に公益性が高いものと認められるか。
- イ 具体性のある提案となっているか。
- ウ プロジェクト実施後の展開が考慮されているか。
- エ 提案した事業を確実に実施できる体制を確保しているか。
- オ 期限内に目標金額の寄附を集められる見込があるか。
- カ 事業に見合った適正な経費の積算となっているか。

6 審査結果

審査結果は、令和5年6月下旬頃に通知する。

7 質問及び回答

(1) 質問

企画提案に関する質問については、原則として、質問書（様式6）を提出するものとする。

- ア 提出期限 令和5年5月8日（月）午後5時まで
- イ 提出先 静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課
- ウ 提出方法 メール又はFAX
(送信後、提出先に電話により着信の確認を行うこと)

(2) 回答

質問に対する回答は、静岡県こども家庭課のホームページに随時掲載する方法により行う。

8 応募及び問合せ先

静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課
所在地 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
電話 054-221-2365
FAX 054-221-3521
電子メール kokatei@pref.shizuoka.lg.jp